

守口市再生資源集団回収奨励金交付要綱

守口市再生資源集団回収奨励金交付要綱（平成5年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、登録団体が行う再資源化をすることができる廃棄物の集団回収事業を奨励する守口市再生資源集団回収奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第2条 奨励金の交付の対象となる団体は、市の区域内の自治会、町会、子供会、婦人会、老人会その他地域住民により構成される営利を目的としない団体（次条において「自治会等」という。）のうち、次条に規定する登録を受けたもの（以下「登録団体」という。）とする。

（登録申請）

第3条 奨励金の交付を受けようとする自治会等は、守口市再生資源集団回収実施団体登録申請書を提出することにより市長の登録を受けなければならない。

（登録内容の変更の届出）

第4条 登録団体は、前条の登録の内容に変更が生じたときは、守口市再生資源集団回収実施団体登録変更届を速やかに市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の登録を抹消するものとする。

- （1）登録団体から登録の抹消の申請があったとき。
- （2）登録団体が2年以上廃棄物の集団回収事業を行っていないとき。
- （3）登録団体が2年以上第7条の規定による申請を行っていないとき。

（奨励金の額）

第6条 奨励金の額は、登録団体が回収した古紙、古布、アルミ缶又は鉄缶の重さ1キログラム当たり4円とする。

（奨励金の交付の申請）

第7条 登録団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、別に定める提出期限までに守口市再生資源集団回収奨励金交付申請書により、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、当該期限の翌日から起算して1年以内に申請することができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）再生資源集団回収事業実施内訳明細書

- (2) 再生資源集団回収専用仕切伝票
- (3) 次条第2項の口座に係る口座振替依頼書

3 年度途中に第3条の登録を受けた団体は、登録日以後の事業の実施分について第1項の規定による申請ができるものとする。

(奨励金の交付決定及び交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、奨励金の交付決定を行い、当該決定から30日以内に奨励金を交付する。

2 奨励金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。この場合において、口座振替に係る口座は、その名義人が登録団体であるものに限る。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取消し、守口市再生資源集団回収奨励金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が奨励金の交付をすることが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて奨励金を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、環境部主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。